

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年5月18日（平成28年（行情）諮問第380号）

答申日：平成28年9月14日（平成28年度（行情）答申第327号）

事件名：特定業務に関する管理職員特別勤務手当支給の可否について本省に対して提出した伺い等の文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、北陸地方整備局長（以下「北陸地方整備局長」又は「処分庁」という。）が平成27年12月4日付け国北整総情第431号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

ア 特定月日A付けで処分庁に開示を請求した「『特定事故対応 時系列表』に関する管理職員特別勤務手当支給の可否について、本省に提出した伺い等の文書」について、「当該文書については、作成しておらず、不存在のため」という理由で不開示が決定されたが、これまで北陸地方整備局当局は、上記事故対応事案に対する管理職員特別勤務手当不支給とされたことについて、審査請求人との交渉等で、「1時間未満の業務と勤務官署以外で業務に従事した場合は本省に上げて、本省が人事院と個別に協議して支給の是非を判断した結果だ。時系列表も本省に上げている。」と繰り返し回答を行ってきた。また、不開示決定通知書が発せられた後の特定月日Bに行われた審査請求人と北陸地方整備局長との間で行われた交渉でも、北陸地方整備局長はこれまでの交渉等での回答を踏襲する回答を行った。

したがって、北陸地方整備局当局のこれまでの回答が虚偽でなけれ

ば「当該文書については、作成しておらず、不存在」ということはあり得ず、したがって「不開示決定」は不服であり審査を求める。

イ なお、北陸地方整備局がこれまで審査請求人に折衝・交渉で行ってきた回答を裏付ける資料とするために、北陸地方整備局に対して「折衝・交渉議事録の開示請求」を行っており、開示され次第資料として提出を行う。また、人事院に対しても前述の案件について「国土交通省との協議又は打ち合わせ等を記録する文書」の開示請求を行っているが、特定月日C付けで人事院事務総局給与局長から「当該文書が存在しないため」という理由で「不開示決定通知」が出されている。不開示の理由について人事院からは「個別の事案について判断は行っていない。国土交通省と個別の事案についての協議や打ち合わせは行っていないから記録がないのだ。」という説明を受けていることを申し添える。

(2) 意見書

ア 理由説明書（下記第3）「4 原処分に対する諮問庁の考え方について」に対する反論

(ア) 下記第3の4(1)アで「給与事務を遂行する中で制度等において疑義が発生した場合は、上部機関である国土交通省本省や法令の解釈権を有する人事院に相談や確認を行うことがある。」、「確認や相談のために使用する資料は、様式等について定められているものはなく、また、内容も多種多様であるため、担当者同士の電話による口頭確認で済む場合も多く存在する。」と述べているが、この主張は一般論に過ぎず、本件に該当するものではない。

(イ) 下記第3の4(1)エで「交渉等での発言」が記載されているが、「具体的には、様々なケースが想定されるため、個々具体のケースについて、本省に相談している。」と述べているが、交渉等で北陸地方整備局側からこの様な発言が行われた事実はない。また、後段で「本件対象業務について、処分庁の給与実務担当者が、本省大臣官房人事課の給与実務担当者に対して相談しているものの、全て口頭によるものであり、本省に提出した伺い等の文書については、作成しておらず、不存在である。」と述べているが、以下に述べるとおり全くの虚偽の説明である。これまで、交渉等で北陸地方整備局が述べてきたのは、「人事院給与第三課長通知が発出されたので、1時間未満の業務と勤務官署以外で業務に従事した場合は全て本省に上げて、本省が個別に人事院と協議する。不支給は、本省と人事院が協議した結果だ。地方整備局は判断しない。時系列表等も本省に上げている。」、「本省から上げろという指示が来ている。」等と主張し続けてきた。また、本省に提出する資料として職員から時

系列表（別添）と携帯通話記録の写真を提出させてきたのも本省に上げるためであり，地方整備局で支給の可否判断を行うためのものではない。しかも時系列表は平成26年5月12日付け人事課長事務連絡（別添）で様式が指定されている。また，北陸地方整備局の給与様式集で「管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿」が定められており，本省も「業務報告書」という言い方を行っている。これらは手当の支給の可否を判断するに必要なものであり，「様式等について定められているものはなく」は虚偽であり，「作成しておらず」などということはありません。災害時や事故対応など業務内容には様々なものがあり，実績簿や報告様式も定められているのに，その内容についての相談を全て口頭で行うことなど常識的にも考えられないことでもある。現に，折衝で「本省に上げた結果はどうなったのか。」を質されて，当局は「まだ本省から返事が来ていない。」等という回答も行ってきたし，「口頭での相談」などという回答は一切行っていない。

付け加えて言えば，緊急時の連絡を自宅で受けて事故現場に直接出張所長が行って対応した場合も，「勤務官署以外」という理由で北陸地方整備局は本省に上げてきたが，これについて「土日に自宅で連絡を受けるのは当然のことだ。それを勤務官署以外ということで本省に上げるのは不当だ。」という追及をされた当局は，特定月日Dに行われた折衝で，「自宅から直接現場に行った場合は本省に上げなくなった。ただし1時間未満は引き続き本省に上げる。」と回答している。これまで交渉等で述べてきた北陸地方整備局の主張は，特定月日Bの局長交渉で北陸地方整備局長は，「管特勤に係わるこの間の議論は私も承知している。先ほどから調査官から話されているとおり，地方整備局から本省に相談し，本省が人事院と相談しているというふうに承知している。」と回答し，協議を相談という言葉に置き換えてはいるが，これまでの北陸地方整備局の回答の追認も行っている。

イ 審査請求人としての主張

下記第3の4（2）で，「処分庁の説明に，特段，不自然・不合理な点は認められず，これを覆すに足る事情も認められない。」と述べているが，上記ア（ア）及び（イ）で述べた理由により下記第3の理由説明書は虚偽の説明といわざるを得ない。

（意見書の別添は省略する。）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

（1）本件審査請求に係る開示請求は，法に基づき，処分庁に対し，本件対

象文書の開示を求めたもの（以下「本件開示請求」という。）である。

(2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、本件対象文書について、作成しておらず不存在のため、法9条2項の規定により不開示決定（原処分）を行った。

(3) これに対し、本件審査請求は、諮問庁に対して、原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めるものである。

2 審査請求人の主張について

（省略）

3 管理職員特別勤務手当について

管理職員特別勤務手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）19条の3に規定されている、管理監督職員等又は指定職俸給表適用職員が、臨時又は緊急の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（以下「週休日等」という。）に勤務した場合（1項）、管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合（2項）に支給される手当である。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるが、処分庁は、本件対象文書を作成していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、処分庁は本件対象文書を保有しているはずであるとして原処分の取消しを求めていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

(1) 本件対象文書の保有の有無について

処分庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、処分庁は、以下のとおり説明する。

ア 地方整備局における管理職員特別勤務手当を含む給与事務については、各地方整備局長が給与の支給決定を行い、支給しているが、日々の給与事務を遂行する中で制度等において疑義が発生した場合は、上部機関である国土交通本省（以下「本省」という。）や法令の解釈権を有する人事院に相談や確認を行うことがある。

確認や相談のために使用する資料は、様式等について定められているものではなく、また、内容も多種多様であるため、担当者同士の電話による口頭確認等で済む場合も数多く存在する。

イ 本件審査請求においては、北陸地方整備局特定事務所の出張所長（管理監督職員）が、特定年月日Eの特定時間Fから特定時間Gにかけて（待機含め1時間11分）、特定事案の対応に当たり、自宅において、当該施設の操作員、警察、消防及び当該事務所の管理課

長，事務所長等との電話連絡及びメール連絡を行った業務（以下「本件対象業務」という。）について，審査請求人が，処分庁と本省との間で「管理職員特別勤務手当支給の可否について，本省に対して提出した伺い等」が存在するとして，行政文書の開示を求めたものである。

ウ 管理職員特別勤務手当は，人事院事務総局給与局給与第三課長通知（平成27年1月30日 給3-10）によれば，同手当の支給については，「臨時又は緊急の必要性もなく，職員の自由意思に基づいて行われる勤務又は自宅等において部下職員に指示を行えば足りるようなものまで含むものではない」とされ，また，管理監督職員に支給される俸給の特別調整額の制度を補完するものであるという性質上，処分庁は，俸給の特別調整額でカバーしきれない部分とカバーする部分の境界線の判断が難しいものについては，本省に相談を行っていた。

エ 交渉等において，審査請求人に対し「週休日に自宅等において，災害等が発生したとの連絡を受け，部下職員に指示し，その後報告を受けるだけのようなのは，俸給の特別調整額で措置されるべきものと聞いている。具体的には，様々なケースが想定されるため，個々具体のケースについて，本省に相談している。」といった内容の発言を行っている。

一方，審査請求人は，これまで処分庁は，本件対象業務に対する管理職員特別勤務手当不支給としたことについて，審査請求人との交渉等において，「1時間未満の業務と勤務官署以外で業務に従事した場合は本省に上げて，本省が人事院と個別に協議して支給の是非を判断した結果だ。時系列表も本省に上げている。」と繰り返し回答を行ってきたにもかかわらず，同支給の可否について，本省に対して提出した伺い等文書については，「作成しておらず，不存在」ということはあり得ないと主張している。

本件対象業務に対する同手当の支給の可否について，処分庁の給与事務担当者が，本省大臣官房人事課の給与事務担当者に対して，相談しているものの，全て口頭によるものであり，本省に対して提出した伺い等文書については，作成しておらず，不存在である。

オ 念のため，本件対象文書に該当する文書がないか，担当部署の執務室や書庫，倉庫等を探索したが，該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書を保有していないとする上記処分庁の説明に，特段，不自然・不合理な点は認められず，これを覆すに足る事情も認められない。したがって，処分庁において，本件対象文書を保有しているとは認め

られない。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも諮問庁の上記判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、諮問庁としては、本件対象文書につき、これを作成していないとして不開示とした原処分は妥当であるとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年5月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月16日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年8月1日 審議
- ⑤ 同年9月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書が存在しない等として、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、検討する。

2 本件開示請求について

- (1) 本件開示請求の開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄には別紙のとおり記載されているところ、当審査会において、同請求書に添付された「特定事故対応 時系列表」（以下「本件時系列表」という。）を確認すると、本件時系列表には、特定事故に対応した北陸地方整備局の特定職員の氏名が記載されていることが認められる。

そうすると、本件開示請求は、本件時系列表に記載された特定職員の氏名を明示し、当該職員の特定事故対応に係る管理職員特別勤務手当の支給の可否が検討されたことを前提として、北陸地方整備局から国土交通省本省に対して行った当該可否に係る照会等の文書（本件対象文書）について法に基づき開示することを求めるものであるところ、本件対象文書の存否を答えることは、特定職員の特定事故対応に係る管理職員特別勤務手当の支給の可否が検討されたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、本件時系列表で明示された特定職員を識別することができるものと認められ、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にす

ることが予定されている情報（同号ただし書イ）に該当するとは認められず、同号ただし書ロに該当するとすべき事情は存せず、同号ただし書ハに規定する「公務員等の職務遂行の内容」にも該当しない。

したがって、本件開示請求については、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

- (2) 本件開示請求については、上記(1)のとおり、本来、存否応答拒否すべきであったと認められるが、処分庁は、原処分において、本件対象文書の存否を明らかにしてしまっており、このような場合においては、原処分を取り消して改めて法8条の規定を適用する意味はなく、本件対象文書を保有していないとして不開示としたことは、結論において妥当といわざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

添付の「特定事故対応 時系列表」に関する管理職員特別勤務手当支給の可否について、本省に対して提出した伺い等の文書